

論点メモ

【論点1】

○法令上、すべての支出について、会計帳簿に支出先の住所を書くこととされているが、政治資金監査においてどのような監査を行うのか。

(対応案)

- ①法令どおり、すべての支出について支出先の住所の記載を徹底し、記載がない場合には、政治資金監査報告書にその旨を記載する。
- ②収支報告書でも住所等の記載が求められている1万円超の支出について、支出先の住所等の記載を徹底し、記載がない場合には、政治資金監査報告書にその旨を記載する。
(1万円以下の支出については、住所の記載の確認は行わない。)
- ③すべての支出について会計帳簿に住所が記載されているかどうか確認し、記載がない場合には、その旨を指摘するが、政治資金監査報告書には記載しない(指摘するのみで、指摘を受けて会計帳簿に住所が記載されたかどうかの確認までは行わない。)
- ④領収書等の記載事項(支出の目的、金額及び年月日)と会計帳簿とが一致したことをもって支出の状況を確認したこととし、支出先の住所の記載については確認しない。

(結論)

以下の理由から、③案が適当ではないか。

- ・会計帳簿に「支出の状況」が記載されていることを確認することが監査事項となっている以上、法令上「支出の状況」に含まれる住所の記載を確認すべきであること。
- ・一方、すべての支出について支出先の住所の記載を徹底し、個々の住所が適正に記載されているかどうかを確認することは、政治団体・監査人双方の事務負担が過大となること。
- ・会計帳簿に住所の記載を求めているのは、架空の支出を計上させないことがその理由と考えられるが、個々の住所が適正に記載されているかどうかまで確認しなくても、国会議員関係政治団体の支出については、1万円超のものは収支報告書で明らかにされるとともに、1万円以下のものについても領収書等が情報公開の対象とされることにより、支出の実体を確認する制度が担保されていること。

(マニュアル案)

- 会計帳簿とすべての領収書等を突合し、領収書等の必要記載事項(支出の目的、金額及び年月日)と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。(政治資金監査マニュアル)

【論点 2】

○人件費について、どのようにして支出の状況を確認するのか。

(対応案)

- ①人件費についても、他の支出と同様、領収書等又は振込明細書と会計帳簿とを突合して確認するのみとし、それ以上の裏付けは求めない（領収書等がないものについては、徴難明細書に記載してもらう。）。
- ②人件費については、領収書等又は振込明細書により支出の状況を確認し、これらの書類が存在しないことにより支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により支出の状況を確認する。賃金台帳等の支出を証明する書類も存在しない場合には、会計責任者等に対するヒアリングで事情を確認するとともに、その旨を政治資金監査報告書に記載する。
- ③人件費については、領収書等の存在する支出についても、賃金台帳、源泉徴収簿等により支出の状況を確認する。

(結論)

以下の理由から、②案が適当ではないか。

- ・今回の法改正により人件費以外の経費については、1万円超の支出については明細を明らかにするとともに、すべての支出の領収書等が情報公開の対象となり、支出の透明性が格段に向上している一方、人件費については、これまでどおり支出の明細が記載されないことから、監査において確認する必要性が高いこと。
- ・一方、領収書等が存在する人件費についてまで、賃金台帳等により支出の状況を確認することは、支出の真実性を見抜く必要はないという政治資金監査制度の立法趣旨からすれば、その範疇を超えていること。

(マニュアル案)

- 人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。（政治資金監査マニュアル）
- 領収書等又は振込明細書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者に求める。（政治資金監査実施要領「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」）

【論点 3】

○領収書等について、どのような点を確認するのか。

(対応案)

領収書等の確認については、次のとおりとしてはどうか。

- ・一定金額以上の高額領収書等について、領収書等のあて名に当該政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されている場合には、会計責任者等に対するヒアリングで事情を確認する。
- ・収入印紙をはっていない領収書等があった場合には、その旨を指摘する（監査報告書には記載しない。）。
- ・監査マニュアルで領収書等の真正性に疑義があるものの具体例を示し、一定金額以上の領収書等のうち、通常の一般人でも真正性に疑問を持つような領収書等については、会計責任者等に対するヒアリングで事情を確認する。

(理由)

〈あて名について〉

- ・当該政治団体の支出の状況を確認する上で、領収書等のあて名は必要な情報であること。
- ・領収書等については情報公開の対象となっており、高額の領収書等であて名が不明確なものがあれば批判されるおそれがあること。
- ・あて名に政治団体の正式名称が記載されていなくても、当該政治団体が推認される名称が記載されていれば、当該団体に対して発行されたことが確認できるのではないかと考えられること。

〈収入印紙について〉

- ・税理士であれば、通常指摘する事項であること。
- ・収入印紙の貼付漏れは、本来、政治団体側の問題ではなく、領収書等の発行側の問題であるが、監査において指摘されるだけで、監査報告書に記載されないこと。

〈真正性について〉

- ・領収書等については情報公開の対象となっており、一見明白に偽造されたものと分かる領収書等があった場合には、その程度のものも監査で確認していなかったことを批判されるおそれがあること。
- ・通常の一般人でも分かるレベルの真正性の判断基準を示し、それに該当するものだけを確認することとすれば、監査人に過度の負担がかからないこと。

【論点 4】

○経常経費について、監査人がヒアリングを行い、何らかの確認をすることは可能か。

(対応案)

①次の点について会計責任者にヒアリングする。

- ・政治資金監査を実施した現場の事務所が、当該政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合、当該政治団体の活動に係る経常経費（光熱水費、家賃、固定資産税等）と当該団体の活動以外のものに係る経常経費とを、どのようにあん分しているのか。
- ・事務所費に事務所の借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合、借料損料が記載されていない事情。

②経常経費については、収支報告書に明細が記載されることとなったことから、ヒアリングの対象とはしない。

(結論)

以下の理由から、①案が適当ではないか。

- ・今回の法改正の発端となった経常経費について、一定の確認を行うことは、対外的に政治資金監査の意義をアピールする材料となること。
- ・昨年来の政治資金をめぐる一連の問題においても、政治家本人の自宅、親族の自宅、秘書の自宅を政治団体の事務所に行っている場合や同一の建物に複数の政治団体が入居している場合の経常経費が問題となっていること。
- ・また、支援者から事務所を無償で提供されているにもかかわらず、収支報告書に記載されていなかったこと（本来は家賃分を寄附として記載すべきもの）が問題となっていること。
- ・「社会通念上」のように監査人によって判断基準の異なるものではなく、実際に監査を行った現場の事務所が複数の目的に使用されていることが客観的に明らかの場合にのみ確認を行うことから、監査人に求められる責任がそれほど重くないこと。

(マニュアル案)

- 政治資金監査を実施した現場の事務所が、当該政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているのかを会計責任者等に確認する。（政治資金監査実施要領「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」）
- 事務所費に事務所の借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合における借料損料について、借料損料が記載されていない事情を会計責任者等に確認する。（政治資金監査実施要領「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」）

【論点 5】

○他の政治団体に対する支出について、相手先の政治団体において収入として計上されていることの確認を求めることができるのか。

(対応案)

- ①他の政治団体に対する支出があった場合には、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、当該支出について、支出先の政治団体において適切な会計処理が行われていることを会計責任者等に確認する。
- ②他の政治団体に対する支出について、ヒアリングを行わない。

(結論)

以下の理由から、①案が適当ではないか。

- ・政治団体間の資金のやりとりについては、国民（マスコミ）の関心も高く、また、過去において収入した政治団体の収支報告書に記載されていない例も散見されることから、この点の確認を行うことは、政治資金監査のアピール材料となること。
- ・監査人から指摘されることにより、政治団体の不用意な間違いを防ぐことになり、政治団体としてもメリットがあること。
- ・支出先の政治団体の収支報告書に適正に記載されない場合には、支出の事実について疑念が生じ、支出した政治団体の収支報告書の信頼性を失わせることから、支出先の政治団体の収支報告書に適正に記載することは、支出した政治団体の収支報告書の信頼性、適正性を確保する上でも効果があること。

(マニュアル案)

- 他の政治団体に対する支出については、当該支出については支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることを会計責任者等に確認する。（政治資金監査実施要領「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」）

【論点 6】

○領収書等亡失一覧について、監査報告書に添付することとしてよいか。

(対応案)

領収書等亡失一覧については、以下のとおりとしてはどうか。

- ・領収書等を亡失することは、法律上想定されていないが、現実には領収書等を亡失することも考えられる。この場合、会計帳簿と領収書等又は徴難明細書とを突合することができない支出が生じてしまうので、これらの支出を確認するため、会計責任者に対し、領収書等亡失一覧の作成を求める。
- ・会計責任者の作成した領収書等亡失一覧については、監査報告書に添付して、都道府県選管又は総務大臣に提出する。

(問題点)

上記の案については、以下の課題を整理することが必要。

- ・都道府県選管又は総務大臣に提出された監査報告書は、収支報告書の要旨が公表された日から3年間、閲覧することができることとされているが、領収書等亡失一覧が監査報告書に含まれるのか。
- ・会計責任者は、領収書等を徴収する義務(法第11条第1項)、領収書等を保存する義務(法第16条第1項)が課せられており、これらの義務に違反した場合には、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられることとされている(法第24条第1号)。なお、これらの罪は、重大な過失により犯した場合も、処罰されることとされている(法第27条第2項)。
- ・領収書等を亡失した場合は、通常、領収書等の徴収義務又は保存義務に違反していると考えられることから、領収書等亡失一覧が監査報告書に添付され、閲覧に供されれば、閲覧した者から、領収書等の徴収義務違反等として、告発されることもあるのではないかと。
- ・また、監査人や都道府県選管又は総務大臣に対し、会計責任者の違法行為を発見したのであれば、その違法行為を告発すべきではないかと指摘されるのではないかと。
- ・一方、領収書等亡失一覧を監査報告書に添付しないとしても、領収書等を亡失したものがあれば、監査報告書には支出の状況を確認できないものがあつた旨を記載することになるので、領収書等の徴収義務違反等に該当することがいずれにしても監査報告書上明らかになるのではないかと。